

## 通勤手当における経路設定の基準の見直しについて

- ・ 現行基準については、経済性と合理性の両面を精査のうえ、より統一的な取り扱いとなるよう具体的な基準を策定し平成 21 年 4 月から運用しているところである。
- ・ 以降、認定事務の効率化及び職員の通勤実態との整合性の観点から検証をおこなってきたところであり、今後それぞれをより向上させる観点から次のとおり基準の一部を見直す。

### 1 改定内容

	現行	改定後
鉄道の経路	経由する路線数が最も少ない経路のうち、最も経済的な経路	最も経済的な経路
乗降車駅の設定	現行どおり	
バスの経路	自宅の直近のバス停から接続する駅に至る経路	届出のバス停から接続する駅に至る経路
自転車等の経路	現行どおり	
届出経路を認定する場合	上記の経路と比べて安価な場合	上記の経路と比べて次のいずれかに該当する場合 ・ 運賃が 2 割増の範囲内である場合 ・ 路線数が少ない場合

### 2 改定内容の詳細

- ・ 別紙のとおり

### 3 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に通勤手当の額を決定又は改定する要件に該当した場合

なお、平成 29 年 4 月 1 日の消費税率の引上げに伴い、交通機関の運賃改定が想定されることから、平成 29 年 4 月 1 日以降、概ね 2 年の間に通勤手当受給者全体の認定経路を見直す。

(別紙)

## 改定内容の詳細

網掛けは現行基準から改定した部分

### 1 鉄道の経路

最も経済的(安価)な経路とする(以下「最安経路」)

同額の経路が複数ある場合は、距離の短い経路(同距離の場合は所要時間の短い経路)とする

5による届出経路を認定する場合がある

鉄道の経路が1km未満である場合は認定しない

## 2 乗降車駅の設定

住居若しくは勤務場所からの距離に応じて、次のように設定する。

5 による届出経路を認定する場合がある

区分		乗降車駅
住居側	ア 徒歩 1km 未満の距離内に1つの駅しかない場合	・その駅を乗降車駅とする。
	イ 徒歩 1km 未満の距離内に複数の駅がある場合	・それらの駅と勤務場所側乗降車駅を結ぶ経路を比較して決定する。ただし、そのうち同一路線にある駅については住居から最も近い駅をその路線における乗降車駅とする。 ・なお、身体障害のため歩行が困難な職員は、最も近い駅を乗降車駅とする。
	ウ 徒歩 1km 未満の距離内に駅がない場合で、バスを利用しない場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。
	エ 徒歩 1km 未満の距離内に駅がない場合で、バスを利用する場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。ただし、利用するバス停から最も近い駅にバスが接続しない場合は、3によりバスが接続する駅を乗降車駅とする。
勤務場所側	オ 徒歩 1km 未満の距離内に1つの駅しかない場合	・その駅を乗降車駅とする。
	カ 徒歩 1km 未満の距離内に複数の駅がある場合	・それらの駅と住居側乗降車駅を結ぶ経路を比較して決定する。ただし、そのうち同一路線にある駅については勤務場所から最も近い駅をその路線における乗降車駅とする。 ・なお、身体障害のため歩行が困難な職員は、最も近い駅を乗降車駅とする。
	キ 徒歩 1km 未満の距離内に駅がない場合でバスを利用しない場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。
	ク 徒歩 1km 未満の距離内に駅がない場合でバスを利用する場合	・最も近い駅を乗降車駅とする。ただし、最も近い駅から勤務場所までを結ぶバス路線がない場合は、3によりバスが接続する駅を乗降車駅とする。

### 3 バスの経路

乗降車駅が住居若しくは勤務場所から徒歩 1km 以上で、かつ、職員からバス利用の届出がある場合は次のように認定する。なお、バス利用が認定される場合は、バス路線を含めた経路を最安経路とする。

#### 5 による届出経路を認定する場合がある

バスのダイヤが 1 時間に 4 本未満である場合は、路線なしとして取り扱う。ただし、本人届出による場合は、この限りではない

バスの利用距離が 1km 未満である場合は認定しない

区分		バス路線
住居側	ア 届出のバス停から乗降車駅に向かうバス路線がある場合	・当該バス路線を認定する。
	イ 届出のバス停から乗降車駅に向かうバス路線がない場合	・職員の届出による駅（以下「届出駅」）に向かうバス路線を認定し、当該駅を住居側乗降車駅とする。ただし、届出駅に向かうまでに他の駅を経由する場合は、その駅までのバス路線を認定し、その駅を住居側乗降車駅とする。
勤務場所側	ウ 乗降車駅から勤務場所に向かうバス路線がある場合	・当該バス路線を認定する。
	エ 乗降車駅から勤務場所に向かうバス路線がない場合	・勤務場所ごとに設定しているバス路線を認定する。 ・設定以外のバス路線を利用する場合は、届出駅から勤務場所に向かうバス路線を認定し、当該駅を勤務場所側乗降車駅とする。ただし、勤務場所に向かうまでに他の駅を経由する場合は、その駅から勤務場所に向かうバス路線を認定し、その駅を勤務場所側乗降車駅とする。

#### 4 自転車等の経路

住居若しくは勤務場所から乗降車駅までの距離区分に応じて認定する。なお、自転車等の利用が認定される場合は、自転車等の利用を含めた経路を最安経路とする。

自転車等とは、自転車・原動機付自転車・自動車その他これらに類するもの  
認定にあたっては、別途条件がある

住居から住居側乗降車駅までの利用距離と、勤務場所から勤務場所側乗降車駅までの利用距離は合算する

#### 5 届出経路を認定する場合

ア 最安経路より安価若しくは同額である場合

イ 最安経路と比べて手当総額が2割増までの場合

通勤時間が短縮されるなど合理的である場合

最安経路の乗降車駅と同一路線上の駅は、1駅後退の駅までに限る

ウ 最安経路と比べて路線数（バス路線を含む）が少なくなる場合

経路比較をする駅を乗降車駅とする場合に限る。ただし、経路比較をする駅と

同一路線上の駅（経路比較をする駅から後退する場合は1駅までに限る）につ

いては、経路比較をする駅とみなす

路線の考え方については現行基準どおり

#### 【 事例 1 】

	経由する路線数	6カ月定期代	備考
A	3路線	3.0万円	最安経路
B	2路線	4.0万円	ウにより認定可
C	3路線	4.0万円	認定不可

#### 【 事例 2 】

	経由する路線数	6カ月定期代	備考
A	3路線	5.5万円	最安経路
B	2路線	7.0万円	ウにより認定可
C	3路線	6.0万円	イにより認定可

## 旅行区間に通勤定期利用区間が重複している場合の取扱いの変更について

### 【現行】

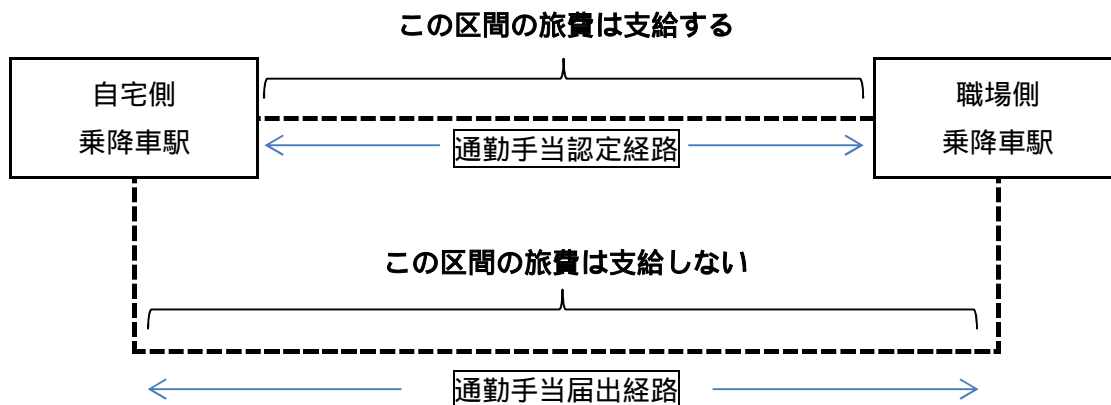
- ・「通勤手当認定経路」にかかる旅費は支給しない。

### 【改定後】

- ・「通勤手当認定経路」にかかる旅費は支給しない。
- ・ただし「通勤手当認定経路」と「通勤手当届出経路」が異なる場合は、「通勤手当届出経路」にかかる旅費は支給しない。（この場合「通勤手当認定経路」にかかる旅費は支給する）

「通勤手当届出経路」とは、職員から届出のあった通勤の実情をいう。

（改正後のただし書きのイメージ図）



### 【実施年月日】

- ・平成 28 年 4 月 1 日以降に出発する旅行から適用する